

令和6年10月1日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

# 建設・企業常任委員会資料

(令和6年9月26日付託分)

県土整備局

## 目 次

ページ

1	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の概要	1
2	土採取規制条例の一部を改正する条例の概要	2
3	神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例の概要	3
4	都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事（その2） 請負契約の内容	4

1 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の概要

(1) 制定の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行を踏まえ、特定盛土等規制区域における規制対象規模を強化する規定等に関し、所要の定めを行うものである。

(2) 制定の内容

ア 許可を要する特定盛土等の規模

特定盛土等規制区域の規制対象規模を宅地造成等工事規制区域と同一規模とする。（第1条関係）

イ 手数料の徴収等

許可等の申請に係る手数料及び手数料の減免に関する規定を定める。（第2条、第3条、別表関係）

(3) 施行期日等

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の廃止

この条例の施行に伴い、神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例は、廃止する。

なお、宅地造成等規制法に基づく許可の変更許可申請に係る手数料については、なお従前の例による。

2 土採取規制条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の施行を踏まえ、条例の適用除外に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

法に基づく許可等を受けた工事の中で行われる土の採取をこの条例の適用除外とする。（第14条第4号関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

宅地造成等規制法に基づく許可等を受けた工事の中で行われる土の採取に対するこの条例の適用については、なお従前の例による。

3 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の施行を踏まえ、土砂埋立行為の許可等の規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 法と規制内容が重複する規定を削除する。

(ア) 土砂埋立行為の許可等に関する規定（第8条～第19条、第25条～第26条の3、第30条～第32条関係）

(イ) 土砂搬入禁止区域の指定等に関する規定（第20条～第22条、第32条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第1条、第4条、第23条、第24条、第27条～第29条、第33条～第35条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日

イ 経過措置

改正前の条例に基づく許可を受けて行われている土砂埋立行為等については、なお従前の例による等、所要の経過措置を設ける。

【議案（条例その他） 定県第94号議案】

4 都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事（その2）請負契約の内容

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 工 事 名 称   | 都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事（その2）                           |
| (2) 工 事 場 所   | 小田原市久野～多古地内   |
| (3) 請負契約者名    | 西松・エス・ケイ・ディ特定建設工事共同企業体<br>代表者 西松建設株式会社横浜営業所<br>所長 鎌 田 英 毅 |
| (4) 請負契約金額    | 8億2,170万円   |
| (5) 工事着手年月日   | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内              |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和7年8月29日   |